| | |
|---|---|
| チ～ル　（略） | （略） |
| ヲ　装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準 | （略） |
| ワ～ヨ　（略） | （略） |
| 二　整備規程 | |
| イ～リ　（略） | （略） |

（飛行の禁止空域）

**第二百三十六条**　法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一　航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

二　前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

三　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

四　前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

（飛行の方法）

**第二百三十六条の四**　法第百三十二条の二第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一　当該無人航空機の状況

二　当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況

三　当該飛行に必要な気象情報

四　燃料の搭載量又はバッテリーの残量

2　無人航空機を飛行させる者は、前項第一号に掲げる事項を確認する場合において、当該無人航空機の外部点検及び作動点検を行わなければならない。

**第二百三十六条の五**　法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認した場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

二　無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団

| | |
|---|---|
| チ～ル　（略） | （略） |
| ヲ　装備品、部品及び救急用具（以下「装備品等」という。）が正常でない場合における航空機の運用許容基準 | （略） |
| ワ～ヨ　（略） | （略） |
| 二　整備規程 | |
| イ～リ　（略） | （略） |

（飛行の禁止空域）

**第二百三十六条**　法第百三十二条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

（新設）

一　進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

二　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

三　前二号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

（新設）

（新設）